



5古上下第587号
令和5年6月29日

古賀市上下水道事業経営等審議会
委 員 各 位

古賀市長 田辺 一城



上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について（諮問）

のことについて、古賀市上下水道事業経営等審議会条例（平成20年条例第3号）第1条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諒問事項

- (1) 古賀市水道事業の経営や今後の料金等のあり方について
- (2) 古賀市下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について

2. 諒問の趣旨

- (1) 本市水道事業は、地方公営企業法に基づき独立採算を原則に、水道料金を主な財源として経営を行っております。

昨今、一般家庭における節水機器の普及や、企業など大口需要者の節水努力等から給水量は減少傾向にあり、将来人口の減少が継続すると、給水量はさらに低下することが予測されます。

一方、老朽化した施設の更新需要が増大していくことは明らかな状況であり、今後の経営環境は厳しさを増すものと思われます。

つきましては、将来に渡って安全・安心な水の供給を行うため、水道事業の経営のあり方や今後の料金等のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

- (2) 下水道は、公共用水域の水質保全や市民生活に欠かせない重要な社会基盤であり、将来にわたって安定的に運営される必要があります。その運営にあたっては、汚水処理にかかる事業活動のために必要な経費は利用者からの使用料等により賄う独立採算制が原則とされています。

しかしながら、施設の老朽化による改築更新費の増大、施設整備



や維持管理にかかる人件費をはじめとした経費の増大など下水道事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、現状は一般会計からの基準外の繰出金等によりその運営を維持している状況です。

今後とも継続的かつ安定した事業運営には経営基盤の強化は不可欠であり独立採算の事業収益の確立の実現に向けた下水道事業の経営のあり方や今後の料金等のあり方について貴審議会のご意見を賜りたく諮詢いたします。